

2012年3月13日
日 本 銀 行

「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」の制定等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みに対する支援を拡充するため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 千 田 (03-3277-2800)
福 田 (03-3277-3768)

成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則

1. 趣旨

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みをより幅広く支援するため、「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1。以下「基本要領」という。）の貸付対象先が行う小口投融資（100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう。以下同じ。）に関して、基本要領に基づく資金供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8.の規定にかかわらず、3.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

3. 貸付限度額等

- (1) 貸付総額の上限は、基本要領9.（1）に定める貸付総額の上限とは別に、5,000億円とする。
- (2) 基本要領9.（2）に定める貸付先毎の貸付額の算定にあたって、本特則に基づく貸付額は対象に含める。
- (3) 基本要領9.（3）に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。
- (4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9.（4）の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場

合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 当該貸付先が、基本要領 1 1. に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成 2 2 年 4 月 1 日以降に実施した期間 1 年以上の小口投融資の残高

ロ. イ. の残高のうち、「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成 2 3 年 6 月 1 4 日付政委第 4 8 号別紙.） 5.（4）に定める貸付限度額算出の根拠となっているものの残高

ハ. 当該貸付先に対する、本特則に基づく貸付残高

4. 貸付受付期限

3.（4）に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成 2 6 年 3 月 3 1 日以前に限る。

5. 成長基盤強化に向けた取り組み方針

基本要領別紙 1. において「期間 1 年以上の融資または投資」とあるのは、「期間 1 年以上の小口投融資」と読み替える。

（附則）

本措置は、本日から実施し、平成 3 0 年 6 月 3 0 日をもって廃止する。

「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

(1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成~~24~~26年6月30日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。

(2) 略(不変)

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額等

(1) 貸付総額の上限は、~~3兆~~3兆5,000億円とする。

以下略(不変)

○ 10. を横線のとおり改める。

10. 貸付受付期限

9. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成~~24~~26年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~28~~30年6月30日をもって廃止する。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~28~~30年6月30日をもって廃止する。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する
特則」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付限度額等

- (1) }
(2) } 略（不変）
(3) }

- (4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (4)の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 略（不変）

ロ. イ. の残高のうち、基本要領9. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となっているものおよび「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日付政委第18号別紙1.）3. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となっているものの残高

ハ. 略（不変）

- 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

5. (4)に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、3. に定め

る借り換えにかかるものを除き、平成~~24~~26年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~28~~30年6月30日をもって廃止する。